

第5回 市民参画条例（仮称）策定審議会の概要

1. 日 時：平成14年6月30日（日） 9：00～12：00

2. 場 所：市民センター

3. 出席者

審議会委員：中野新治会長、坂本紘二副会長、園田洋子委員、石川啓委員、中村英夫委員、高田昌幸委員、吉田清志委員、大賀好子委員、廣崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、米本宗弘委員

事務局：田中部長、河原部次長、河崎補佐、西川主査、藤田所長、三浦主事

4. 議事概要

(1) 開会

(2) 事務局報告事項

1) 配布資料の確認

2) 前回までの審議のまとめ（第1回～第4回までの概略を説明）

3) 公募意見について

- ・ 募集しているが現在まで0件

4) 庁内連絡会議の設置について

条例の策定にむけて庁内の連絡等を行なう為に設置

5) 市報（8月15日号）について

市民への周知と、8月31日のフォーラムの開催に向けて特集を予定

インタビュー等を実施する予定であるので協力して欲しい

(3) 審議

1) 配布資料説明

資料1～4は前回、審議会からの指示を受け、会長・副会長の指導の基に事務局が作成したものです。第1回～第4回までの審議会の意見を元に構築したもので、表現等もほとんどそのまま使用している。資料1と資料3は、それらの意見をKJ法によってまとめたものであり、資料2と資料4はまとめたものを視覚的に整理し図案化したものである。

大きく2つに分けており、一つは今までの審議の流れ、もう一つが条例に盛り込むべき項目表（マトリックス）となっている。

2) 委員提出資料説明

坂本副会長：市民参加や市民参画は各地で動き始めている。山田市は、下関市の方向と少し違うと思われる。二丈町の方が下関市に近い気がする。基本的には市民参画という時にはまちづくりに関わるものが多いと思われる。

河野委員：

- ・ 「公＝パートナーシップ」(第4次基本計画から)という概念には約束事が必要。
- ・ 条例はツールであり、それからの波及効果が期待できる。
- ・ 埼玉で予算についての公聴会を開催した例がある
- ・ 条例名として「WAVE」というのを考えた。
- ・ 持続的活動と情報交流を進めるために審議会(あるいは委員会)のようなものが必要であり、それが育てていくという形ではないか。
- ・ 市長への手紙や出前講座は50年前から実施している。(過去の市報から)

米本委員：

- ・ 未成熟なNPOを支援する方法として中間支援組織が必要である。
- ・ 成熟したNPOが行政と対等にまちづくりを進めることができる

2) 資料2：市民参画条例(仮称)策定審議会における審議の流れ(図案化)について

<全体>

- ・ 条例の基本的理念(キーワードとして次の言葉を連ねたもの：地域づくり、まちづくり、対等、協働、公益性、パートナーシップ)が足りない
- ・ 市民参画の主体(団体)の定義をはっきりさせるべき
- ・ 参考)青年会議所の理念「個人の自立性と社会の公益性がいきいきと調和された社会」
- ・ 理念と2つの手法、実効性の3つをきちんと整理する必要がある。これらの連動性・枠組みを考えていくべきだ。
- ・ 行政が主役という匂いがする。
- ・ 全体のイメージが先であり、文言は後に回し、もっと大きなことを議論すべきだ

<行政と市民の関係をめぐる下関市の現状>

- ・ 「縦割り行政の隙間を埋めるものがNPO等であり、役割分担が必要」という文言は好ましくない。また、ボランティア・NPO・市民活動団体あるいはコミュニティ活動等の違いをはっきりさせなければならない。ボランティアは財政的・時間的余裕がある人や、好きだからやるというものではないかという話もあるが、

これには賛成できない。NPO は理念に基づいて活動を行なっているものであり、自発的社会貢献活動といえるものである。

- ・ 要望・告発は住民の権利であり今後も存在すると考え、一方的という表現は如何なものか。また、第4次総合計画の例を見ても行政は一方的に施策を行なってきたとは思えない。この表現は厳しい印象を与えるのではないのか。
- ・ 今までの動きの中では必ずしも双方向ではないことから、一方向といってよいのではないか。
- ・ 私は一方向であると感じる。第4次総合計画などの事は知らない。関係者しか知らないのは双方向とはいえない。今から双方向に向うということである。行政とNPO がお互いを尊重しながら良い関係でやって行くということではないか。
- ・ 「一方的」という言葉で表現しましょう。

<市民活動の新たな動き>

- ・ 市民活動に関する記載が少ないのは行政の市民活動への認識が希薄であるということではないか。もっと調査して具体的な例をあげた方がよい。
- ・ このまとめは審議会の意見をそのまま図案化したものであり、記載をした方がよいと思われる事は文例・項目を示されたい。記載がないことが市民活動課自体は市民活動団体を把握していないということではない。

<ルールづくり>

- ・ パートナーシップとして、行政と市民のパートナーシップと市民と市民とのパートナーシップがあり、Aが前者で、Bが後者ではないのか。
- ・ パートナーシップは相手を尊重しながら行なうことが前提であり、これには役割分担が含まれるであろう。パートナーシップや協働はCの部分に当然含まれるものであり、この中に役割分担も入ると思われる。AとBはCによって規定され、AとBが具体的な方策とされるものである。
- ・ ルールより「仕組み」の方が良い
- ・ Bの表現も気になる。ただし、市民と行政との関係がはっきりすれば、役割的な話もできるようになり、引いては市民同士の関係も向上するのではないか。ここであえて市民同士の話も持ち込むのか。結局Bの中身に対して市がどれだけやれるかということか
- ・ 誰のための条例なのか。これは行政の為の条例ではないのか。これは市民が市民の為に作っていく条例とは違うような気がする。例えば「育てていく」という表現はいかがなものか。
- ・ 一つには行政と市民の関係をまずきちんとまとめる条例であると思われる。市民活動は本来の趣旨からいっても市のためにやっているわけではないので、すべて

の市民活動に条例で網をかけるのは無理であろう。

- ・ Bの表現も「育てる」ではおかしい。「市民活動を活性化し、市民の参加を促す」という表現にしてはどうか
- ・ Aも「市民が市政にどれだけ関心をもてるか」に変えたらどうか
- ・ 「どれだけ」を「どのように」したらどうか
- ・ 「市政の中に市民が参画する」とすればよいのではないか
- ・ 「施策の決定」では強すぎる
- ・ 「施策の決定のプロセス」としたらどうか
- ・ Aは「市民の市政への参画の促進」という表現はどうか。また Bは「市民のまちづくりへの参画の促進」にしたらどうか。

3) 資料3：これまでの市民参画条例（仮称）策定審議会における項目整理表（マトリックス）について

<全体>

行政がゆだねる部分と委ねられるための条件を約束事として決めるべきである。
行政と市民との役割分担の項目が必要

<実行機関>

- ・ 第三者機関と中間支援組織は一つになるのではないか。
- ・ 実行機関の設置の中身を考えるとよいのではないか。
- ・ 実行機関には2つのタイプが考えられる。
ア．NPOサポートセンター（福岡市）～場所・コーディネーター他
イ．南区まちづくり推進協議会（福岡市）～仕掛けづくり・補助金の配分他

<情報>

- ・ 情報については大きな部分を占めると考えられる。学習に関しても情報の提供するという姿勢から生み出されるケースがある。いかに関心を呼ぶ情報を提供できるかということではないか。専門的な情報については専門家や行政から、地域の情報はそこに住んでいる人から、お互いに提供しあうということを条例の中で明確に位置付けるべきである。
- ・ 立案から評価に至るまで、情報の提供ということを行なわなければならないということですね。

<Aの評価>

- ・ 評価の部分にモニタリングを入れたらどうか

- ・（評価の部分では）「情報の公開」ではなく、ここも「情報の提供」としたほうがよい

< A の空欄 >

- ・協働の場の設置を設けたらどうか

< B の補助金 >

- ・：「補助金」「助成」にかえるべきだ

< B の広報 >

- ・広報に関しては行政の支援がないと難しい。吉田さんの意見は理想であるが、あるところまでは市が指導していかないと難しいのではないか。実際にはNPOがどれだけあるかも市民は知らない。行政の働きは重要である。

< B のネットワーク >

- ・市民活動は独立・自立がしっかりしていないと特にネットワーク等に関しては難しい。市民活動の権利・ルールがはっきり確立していないと、行政からの一方的な流れとなるのではないか。
- ・ネットワークは行政に言われてつくるものではない。
- ・行政に言われてネットワークづくりをするのもおかしな話だ。
- ・「学習」を入れなければならない

< B の空欄 >

- ・空欄の最後の一つは「仕組みや仕掛けづくり」というのが良い
- ・：「きっかけ」や「場づくり」の方が良いのではないか。
- ・法的に云々ということもあるであろうから、空欄の最後の一つは「協議」というのが良いのではないか（Aの範疇ではないかとの指摘があり理解）

< 議会 >

- ・議員も単なる利益者代表という立場からの発言ではなく、真の代議員として広い視野の中での発言を行なっていくようにならなければならない。市民だけでなく議員も成熟してくのではないか。このあたりも前文に入るのであろうか。
- ・議員も市長も選挙によって選ばれているので、市民は市民参画しているということになっている。この条例はあくまで市長が計画・立案する部分で、より高度な施作を行なうための方法であると考えられる。
- ・組長も議員も市民からの白紙委任ということではないと同時に、議会民主制とし

て議会は案として出てきたことを否決できる。少なくとも対立するものでもないのではないか。

- ・ 議会は市民参画によって作成されたより高度な施策に対して、より高い見地から審議・議決していくものであると考えられる。
- ・ 議会とは対立的な関係にしない方がよいと思われる

中野会長：3つが主な論点と考えられる

- ・ 理念が明確でない
- ・ 市民活動の位置づけ
- ・ 2つのパートナーシップの中身

4) フォーラムについて

8月31日(土)は前回の審議会で合意済
場所は梅光学院大学、時間帯は午後で合意

フォーラムに対する意見

- ・ 1グループ50人は多い。10人程度にした方がよい。
- ・ 委員は単に参加するのではなく、進行・解説・リーダー等の形で主体的に関わるべきである
- ・ フォーラム終了後、審議会の委員は集まる方がよい
- ・ 時間の関係でフォーラム終了後集まれない場合は、後日集まるという方法もある
- ・ 意見が出るような仕掛づくりをしなければならない
- ・ 委員は進行にかかわって欲しい。リーダーとなって頂きたい
- ・ 所属団体がある委員の方は、団体のメンバーに参加を呼びかけて欲しい

5) フォーラム(8月31日)までの日程について

第6回 7月22日(月) 18:00~20:00 場所:後日連絡

第7回 8月5日(月) 18:00~20:00 場所:後日連絡

フォーラム 8月31日(日) 13:00~17:00 場所:梅光学院大学

坂本副会長:第7回までに骨子を作らなければならない。

会長:詳細は会長・副会長・事務局で相談して委員の方々へお知らせしたいと思います。

(4) 閉会